

性的マイノリティのパートナーの人が利用可能な行政サービス一覧（宣誓受領証の提示が必要）

令和6年4月1日時点

区分	サービス名	概要・利用方法	その他の条件	問い合わせ先
子育て	低出生体重児の届出	出生時の体重が2,500グラム未満のとき、パートナーが代理で低出生体重児の届出をすることができます。	・低出生体重届出書 ・親子健康手帳(母子健康手帳)の持参	こども支援課 母子保健係(31-1732)
税・証明	納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行を受けることができます。		収納課 収納1係・2係(34-8202)
	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができます。		
住宅	市営住宅への入居	パートナー同士での市営住宅への入居申し込みができます。		住宅政策課 市営住宅係(34-8427) 住宅政策係(34-8252)
	住宅リフォーム支援事業の助成	健康・省エネ住宅の普及を促進するため、住宅リフォームに係る工事費用の一部助成を受ける申請ができます。	パートナー同士が同居している場合に限る	
災害・救急	り災証明(火災以外)の届出	風水害や地震等の自然災害によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出をすることができます。		地域福祉課 地域福祉係(34-8325)
	災害見舞金	住居が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯は見舞金のお受給ができます。	パートナー同士が同居している場合に限る	
犯罪被害	宇部市犯罪被害者等見舞金	故意の犯罪行為により、市内にお住まいのパートナーが被害に遭った場合、被害者本人またはそのパートナーは、見舞金の受給ができます。		市民活動課 交通防犯対策係(34-8235)
情報	死者情報開示申出	亡くなったパートナーに関する情報の開示の申出ができます。		総務課 管理係(34-8105)

性的マイノリティのパートナーの人が利用可能な主な行政サービス一覧（宣誓していなくても利用可能）

区分	サービス名	概要・利用方法	その他の条件	問い合わせ先
高齢者福祉	要介護等認定	介護(介護予防)サービスを利用するために必要な等級である、要介護等認定を受けるための手続きをパートナーが代理で申請できます。		介護保険課 介護認定係(34-8298)
障害者福祉	身体障害者手帳	指定医師から、視覚、聴覚、言語等の障害があると診断を受けたとき、身体障害者手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができます。		障害福祉課 障害手帳・医療係(34-8314)
	療育手帳	知的障害があるとき、療育手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができます。		
	精神障害者保健福祉手帳	医師から精神疾患があると診断を受けたとき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができます。		
	重度心身障害者医療の助成	重度心身障害者の医療費(自己負担分)の助成を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができます。		
	自立支援医療	精神の疾患のため、通院による継続的な医療が必要な方の医療費の自己負担分の一部を公費で負担する手続きをパートナーが代理で申請ができます。		
	障害福祉サービス等	障害がある方は、心身の状況などに応じて、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスの利用手続きをパートナーが代理で申請することができます。		障害福祉課 支援係(34-8523)
学校・教育	転入学	引っ越し等による児童生徒の転入学の手続きをパートナーが代理で申請することができます。	・親の承諾が証明できるもの (同居証明兼誓約書等)	学校教育課 学事係(34-8609)
	就学・教育相談	特別な配慮が必要な児童生徒の就学や教育に関する相談をパートナーもすることができます。		教育支援課 特別支援教育推進係(34-8625) 学校安心支援係(34-8630)
生活支援	生活保護全般	生活困窮に関する相談ができます。		生活支援課 給付係(34-8312)
税	軽自動車税(種別割)の減免	精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)及び知的障害者(療育手帳A)本人が運転する軽自動車税の減免を受ける手続きをパートナーが代理で申請することができます。	生計が同一であること等	市民税課 税制係(34-8197)
人権	DV相談	パートナーからのDVに関する相談ができます。		宇部市配偶者暴力相談支援センター (33-4649)

※上記以外にも提供可能なサービスがあります。詳しくは人権・男女共同参画推進課(0836-34-8308)までお問い合わせください。